

新元号「令和」5月1日から

★ News 改元に伴う文書・データの年表示について

平成・31
納付書

本年5月1日から元号が「令和」となりました。「令和」への改元に伴う各府省庁の行政書類について、政府は元号による年表示の取扱いの原則を次のとおりとしています。（「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申し合わせ」、国税庁「新元号に関するお知らせ」など）

【各府省庁が作成した文書】

- * 改元日前に作成した文書の「平成」表示 → 「平成」が印字されたままで「有効」
- * 改元後に作成する文書でも、やむを得ず「平成」表示が残る場合も「有効」（必要に応じて訂正）

【国民が各府省庁に申請等を行う場合】

- * 改元日以降の年表示が「平成」とされていたとしても → 「有効」なものとして受け付ける。

【源泉所得税の納付書】

（ → 源泉所得税の納付書以外の納付書も同様に）

- * 改元後も、「平成」が印字された『納付書』を引き続き使用できる。
- * 印字されている「平成」の二重線による抹消や、「令和」の追加記載など補正は必要ない。
- * 「年度欄」は「31」と記載する。（2019.4.1～2020.3.31の間に納付する場合）
- ※ 但し、「年度欄」「支払年月日欄」「納期等の区分欄」に「31」或いは「01」と記載して提出しても「有効」なものとして取り扱うとされている。
- ※ 新元号が印字された納付書は、10月以降に税務署で順次配布する予定。

「ふるさと納税」
が変わります!!

★ News 『ふるさと納税』制度見直し

『地方税法等の一部を改正する法律』の成立により、過度な返礼品が問題とされていた「ふるさと納税」制度について見直しが行われ、2019年6月1日施行されます。

【ふるさと納税・指定制度の創設】

- 総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いたうえで、以下の基準に適合した地方団体をふるさと納税(特別控除)の対象として指定する制度が創設されます。

【基準】① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

- ② (①の地方団体で)返礼品を送付する場合、以下のいずれも満たす地方団体

- ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

※ この改正は、6月1日以後の寄附金に適用されます。

※ 4月段階で既に、指定を申請する殆どの自治体が返礼割合を3割以下にするなど、対応しているとのこと。（→ 総務省HP・ふるさと納税ポータルサイト）

指定対象外の団体に、6月1日以後にした寄附金は、特別控除の対象外となることに注意!!

★ News 総人口 1億2644万3000人

総務省は2018年10月1日時点の人口推計で日本の総人口(外国人を含む)を公表。15～64歳の生産年齢人口の全体に占める割合は59.7%で、人手不足が鮮明に。14歳以下は過去最低の12.2%。65歳以上は過去最高の28.1%。少子高齢化が顕著に。東京圏への一極集中と、外国人の増加が続いています。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所
税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>

